

第5章

国民の理解の増進と 配慮・協力の確保への 取組

1	国民の理解の増進（基本法第20条関係）	108
---	---------------------	-----

国民の理解の増進と 配慮・協力の確保への取組

1 国民の理解の増進（基本法第20条関係）

(1) 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進

【施策番号250】

文部科学省においては、平成30年度から小学校で、令和元年度から中学校で、それぞれ「特別の教科 道徳」が全面実施されたことを踏まえ、児童生徒が生命の尊さや大切さについて自らの考えを深められるような指導の充実を図っている。

また、警察庁が公開している犯罪被害者等に関する啓発教材について、文部科学省ウェブサイト（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryo/1322248.htm）において紹介している。

さらに、生命及び自然を尊重する精神等を養うことを念頭に、児童生徒の健全育成を目的とした、小・中学校、高等学校等における2泊3日以上宿泊体験活動を支援している。

(2) 学校における犯罪被害者等の人権問題を含めた人権教育の推進

【施策番号251】

文部科学省においては、「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月15日閣議決定。平成23年4月1日一部変更）を踏まえ、学校・家庭・地域社会が一体となった総合的な取組や、学校における指導方法の改善について実践的な研究を行う人権教育研究推進事業を実施している。

また、都道府県教育委員会等の人権教育担当者を集めた人権教育担当指導主事連絡協議会を開催するとともに、独立行政法人教職員支援機構において人権教育指導者養成研修を実施している。

社会教育については、中核的な役割を担う社会教育主事の養成講習や、現職の社会教育主事等を対象とした研修等において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を図っている。

(3) 学校における犯罪被害者等に関する学習の充実

【施策番号252】

文部科学省においては、平成18年5月に「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）」を作成して学校・教育委員会等に配布するとともに、警察と連携し、同資料を活用して非行防止教室の開催を推進するなど、犯罪被害者等に関する学習の充実を図っている。

(4) 子供への暴力抑止のための参加型学習への取組

【施策番号253】

文部科学省においては、「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）」を活用した非行防止教室の開催をはじめ、子供への暴力抑止のための参加型学習の取組を推進している。

(5) 性犯罪・性暴力対策に関する教育の推進

【施策番号254】

P109トピックス「子供を性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」について」参照

トピックス

子供を性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための
「生命（いのち）の安全教育」について

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要があります。

政府においては、令和2年4月に「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」を立ち上げ、同年6月11日には、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（以下本トピックスにおいて「強化の方針」という。）を取りまとめました。強化の方針では、刑事法の検討はもとより、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化等に取り組むこととしており、教育・啓発の強化の一環として、子供が生命の尊さを学び生命を大切にする、性暴力の加害者や被害者、傍観者のいずれにもならないための「生命（いのち）の安全教育」を推進することが盛り込まれました。

強化の方針を踏まえ、文部科学省では、内閣府と連携し、各地の取組事例について調査を行うとともに、有識者から成る検討会において「生命（いのち）の安全教育」を実施する際に活用できる、発達段階に応じた教材、教職員向けの指導手引き、啓発資料等の作成に向けた現状調査、分析・検討を行いました。また、3年4月には、幼児期・小学校・中学校・高校の各発達段階に応じて授業等で活用できる教材や指導の手引き、大学生・一般向けの啓発資料等を公表しました。

さらに、文部科学省では、上述の教材等を活用したモデル事業を実施しています。3年度のモデル事業では、13団体の各実践校において指導モデルを作成し、その普及や展開を図るための取組を行いました。

「生命（いのち）の安全教育」の教材・指導の手引き等や、モデル事業の取組は文部科学省ホームページからご確認いただけます。（文部科学省ウェブサイト：https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html）

【図：生命（いのち）の安全教育教材例】



(6) 家庭における生命の教育への支援の推進**【施策番号255】**

文部科学省においては、各地域で実施している生命の尊さや大切さを実感させる意義等を学ぶための保護者向けプログラムを含め、家庭教育に関する情報を、文部科学省ウェブサイト「子供たちの未来をはぐくむ家庭教育」(<https://katei.mext.go.jp/index.html>)を通じて提供するなど、地域における家庭教育支援の取組を推進している。

(7) 犯罪被害者等による講演会の実施**【施策番号256】**

警察においては、教育委員会等の関係機関と連携し、中学生・高校生等を対象とした犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」を平成20年度から開催し、犯罪被害者等への配慮・協力への意識のかん養に努めており、令和3年度は全国で計812回開催した。

また、同教室の効果の向上を図るとともに、犯罪被害者等への理解と共感を深めるため、平成23年度から作文コンクールを開催し、生命を大切にす意識や規範意識の醸成に努めている（警察庁ウェブサイト「「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール」：<https://www.npa.go.jp/higaisya/sakubun/index.html>）（P112トピックス「犯罪被害者週間」参照）。

さらに、あらゆる機会を利用して、広く国民の参加を募り犯罪被害者等による講演会を開催したり、大学生を対象とした犯罪被害者等

支援に関する講義を行ったりし、社会全体で犯罪被害者等を支え、被害者も加害者も出さない街づくりに向けた気運の醸成を図っている。

(8) 生命・身体・自由等の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発**【施策番号257】**

法務省においては、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値（個人の尊重、自由、平等等）を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育（法教育）を推進しており、以下をはじめ様々な取組を行っている。

法教育の普及・啓発に向けた取組としては、学校における学習指導要領を踏まえた法教育の実践の在り方や、教育関係者と法曹関係者による連携・協働の在り方等について、多角的な観点から検討を行うため、法教育推進協議会を開催している。

また、法教育の具体的内容及びその実践方法をより分かりやすくするため、発達段階に応じた法教育教材を作成し、全国の小・中学校、高等学校、教育委員会等に配布するとともに、同教材の利用促進を図るため、同教材を活用したモデル授業例を法務省ウェブサイトで公開したり、教員向け法教育セミナーを企画・実施したりするなどしている。

さらに、学校等に法教育に関する情報を提供することによって法教育の積極的な実践を後押しするため、法教育に関するリーフレットを作成し、全国のエデュケーション委員会等に配布するとともに、学校や各種団体からの要請に応じて法務省の職員を講師として派遣し、教員、児童生徒及び一般の人々に対して法的なものの考え方等を説明する法教育の授業を実施している。

これらに加えて、令和3年度は、4年4月からの成年年齢の引下げを見据え、新成人を含む若年者の消費者被害の予防に資するよう、契約や私法の基本的な考え方を学ぶことができる高校生向け法教育リーフレットを全

講演会「命の大切さを学ぶ教室」



国の高等学校、教育委員会等に配布したほか、リーフレットの内容に関する専門家の解説動画を法務省ウェブサイト（https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku_seinennenrei.html）で公開するなどした。

(9) 犯罪被害者週間に合わせた集中的な広報啓発活動の実施

【施策番号258】

P112トピックス「犯罪被害者週間」参照

(10) 犯罪被害者等支援に関わりの深い者に対する積極的な広報啓発活動の実施

【施策番号259】

警察庁においては、犯罪被害者週間の実施に当たり、都道府県の臨床心理士会、社会福祉士会、教育委員会、法テラス等に啓発イベントの開催案内等を送付し、各機関・団体に属する者の参加を呼び掛けるなどして、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図っている。

(11) 国民に対する効果的な広報啓発活動の実施

【施策番号260】

警察庁においては、犯罪被害者等支援について考える機会を国民に提供し、その理解の増進を図るため、犯罪被害者等支援に関する標語を募集している。令和3年度は、5,224件の応募の中から、福岡県の岡垣町立内浦小学校4年生西頭杏奈さんの作品「とどけよう やさしいところ おもいやり」を最優秀賞に選出した。同標語については、犯罪被害者週間の広報啓発ポスターに用いるなど、犯罪被害者等支援を国民に広く浸透させるためのツールとして活用している（P112トピックス「犯罪被害者週間」参照）。

令和3年度犯罪被害者等支援に関する標語



(12) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進

【施策番号261】

P96【施策番号227】参照

(13) 犯罪被害者等支援のための情報提供

【施策番号262】

内閣府においては、配偶者等からの暴力事案の被害者に対する支援に役立つ法令、制度及び関係機関に関する情報等を収集し、外国語版も含め、内閣府ウェブサイト（https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/index.html）を通じて提供している。

また、若年層の女性に対する性暴力である、いわゆるアダルトビデオ出演被害やJ Kビジネス問題等については、被害事例、相談窓口等に関する情報を、内閣府ウェブサイト（https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/jakunengekkan/index.html）を通じて提供している。

(14) 若年層に対する広報啓発活動

【施策番号263】

内閣府においては、若年層に対して効果的な予防啓発を行い、暴力の加害者及び被害者になることを防止するため、若年層に対して教育・啓発を行う教職員、予防啓発事業を担当する地方公共団体の職員、予防啓発事業を実施する民間団体の職員等を対象として、若年層の性被害の実態や、若年層への効果的な広報啓発の在り方に関する研修を実施している。令和3年度は、オンライン研修教材を作成し、地方公共団体の職員等に提供するとともに、オンライン研修を実施した。

(15) SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する相談体制の充実及び誹謗中傷等を行わないための広報啓発活動の強化

【施策番号264】

P85【施策番号194】参照

トピックス

犯罪被害者週間

第4次基本計画においては、「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」が重点課題の一つとして掲げられ、「様々な機会や媒体を通じ、教育活動、広報啓発活動等を継続的に行うなどして、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等に関する国民の理解・共感を深め、犯罪被害者等への配慮・尊重と犯罪被害者等のための施策への国民の協力を確保するための取組を推進しなければならない。」とされている。

このため、警察庁では、関係府省庁の協力を得て、毎年11月25日から12月1日までを「犯罪被害者週間」として設定し、これに合わせて、広報啓発活動を集中的に実施することとしている。

令和3年中は、12月1日に中央イベント（東京都）を、11月27日に地方公共団体等との共催による地方大会（新潟県）を、それぞれ開催するとともに、動画配信サービスにより、各イベントのライブ配信を行った。また、中央イベントの様様をまとめたダイジェスト版動画を作成し、YouTube警察庁公式チャンネルにおいて期間限定で配信した。

犯罪被害者週間ポスター



【中央イベント】

中央イベントでは、「犯罪被害者等支援に関する標語」の最優秀賞受賞者及び『「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール』の優秀作品賞受賞者の表彰式、トークセッション、基調講演、パネルディスカッション等を行った。

トークセッションでは、犯罪被害者等支援をより多くの方に知ってもらうため、タレントの中川翔子氏と警察庁担当者による「被害者支援を知ろう」と題した意見交換が行われ、犯罪被害者等支援に関する基本的な事項や、具体的な支援内容等について語られた。中川氏からは、「万が一大切な人が事件に巻き込まれたときに備え、支援の制度があるということを広めていってほしい。」と感想が述べられた。

基調講演では、犯罪被害者遺族の澤田美代子氏による「犯罪被害者が前に進むために～突然の犯罪被害、衝撃と絶望の中で様々な対応に追われた日々を振り返って～」と題した講演が行われ、次男を殺人事件で亡くしたときの心情、被害者参加制度を利用して刑事裁判に参加した経験等について語られ、犯罪被害者等支援の気運が高まっていくことや、犯罪被害者や遺族が発生しない世の中になることへの願いが訴えられた。

パネルディスカッションでは、「被害者支援はどこまで進んだか」をテーマに、コーディネーターとして伊藤富士江氏（上智大学総合人間科学部社会福祉学科客員研究員・元教授）、パネリストとして澤田美代子氏（基調講演者）、伊東秀彦氏（弁護士、千葉県弁護士会副会長）、奥田暁宏氏（警視庁総務部企画課犯罪被害者支援室警部・警察庁指定広域技能指導官）及び乗木亜子氏（東京都総務局人権部被害者支援連携担当課長）を迎え、これまでの犯罪被害者等支援制度の歩みや今後の展望、弁護士、警察、東京都等の各機関における犯罪被害者等支援制度等について議論が行われた。

表彰式
(犯罪被害者等支援に関する標語)

トークセッション

表彰式（「大切な命を守る」
全国中学・高校生作文コンクール）

パネルディスカッション



【新潟大会】

新潟大会は、警察庁、新潟県、新潟県警察及び公益社団法人にいがた被害者支援センターが共催した。

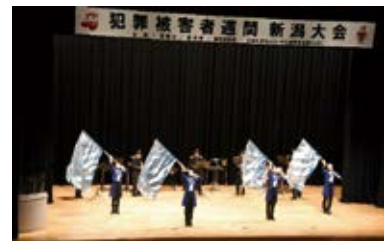
基調講演では、中曽根えり子氏（犯罪被害者遺族、公益社団法人にいがた被害者支援センター理事）による「最愛の家族を突然失って～心から求めている支援とは～」と題した講演が行われ、次男を交通事故で亡くし、犯罪被害者遺族となった経験をもとに、求められる支援等について語られた。

パネルディスカッションでは、「社会全体で支える犯罪被害者等支援～私たちにできること～」をテーマに、コーディネーターとして丹羽正夫氏（新潟大学法学部教授、新潟県被害者支援連絡協議会顧問）、パネリストとして大花真人氏（弁護士、新潟県弁護士会犯罪被害者支援対策委員会委員長）、中曽根えり子氏（基調講演者）、伊勢みずほ氏（フリーアナウンサー）及び白沢知美氏（新潟県県民生活・環境部県民生活課消費とくらしの安全室長）を迎え、犯罪被害者等支援に求められていること、社会全体で犯罪被害者等支援の理解を深めるための方策等について議論が行われた。

基調講演



パネルディスカッション

新潟県警察音楽隊による
ミニコンサート(16) 犯罪被害者等施策の関係する特定の期間
における広報啓発活動の実施

【施策番号265】

ア 内閣に置かれている男女共同参画推進本部においては、毎年11月12日から同月25日

（国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」）までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施している。内閣府においては、同期間中、地方公共団体、女性団体その他の関係機関・団体と連携・協力し、

女性に対する暴力に関する意識啓発等の取組を一層強化している。令和3年度は、女性に対する暴力の根絶を呼びかけるパープル・ライトアップは、迎賓館赤坂離宮をはじめとする全国のタワーやランドマーク等、全国47都道府県342か所で実施された。

また、若年層に対する性暴力については、毎年4月を「若年層の性暴力被害予防月間」と位置付けており、同年度は、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を効果的に展開した。さらに、ポスターやリーフレットを作成し、国の機関や地方公共団体、全国の大学や図書館に配布したほか、鉄道会社の駅構内においてポスターを掲示するなど広く周知を行った。

【施策番号266】

イ 内閣府においては、春の全国交通安全運動(3年4月6日から同月15日まで)では「子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保」、「歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上」等を、秋の全国交通安全運動(同年9月21日から同月30日まで)では「子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保」、「飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶」等を、それぞれ運動重点として掲げ、交通事故被害者等の心情に配慮しながら、交通事故の悲惨さや生命の尊さを国民に訴えた。

パープルライトアップ



提供：内閣府

若年層の性暴力被害予防月間のポスター



提供：内閣府

全国交通安全運動のポスター



提供：内閣府

【施策番号267】

ウ 法務省の人権擁護機関においては、犯罪被害者等の人権に対する配慮と保護を図るため、「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」を強調事項の一つとして掲げ、人権週間(毎年12月4日から同月10日まで)等の様々な機会を通じ、啓発冊子の配布等の人権啓発活動を実施している。

【施策番号268】

エ 厚生労働省においては、平成16年から、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待に対する社会的関心の喚起を図っている。同月間中は、関係府省庁、地方公共団体、関係機関・団体等と連携・協力し、集中的な広報啓発活動を実施している。令和3年度は、「189（いちはやく）「だれか」じゃなくて「あなた」から」を

人権週間のポスター



提供：法務省

児童虐待防止に関するポスター



提供：厚生労働省

同月間の標語として選出し、広報啓発用ポスター・リーフレット等に掲載したほか、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム with ふくおか」の開催等により、児童虐待は社会全体で解決すべき問題であることについて広報啓発活動を実施した。

(17) 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施

【施策番号269】

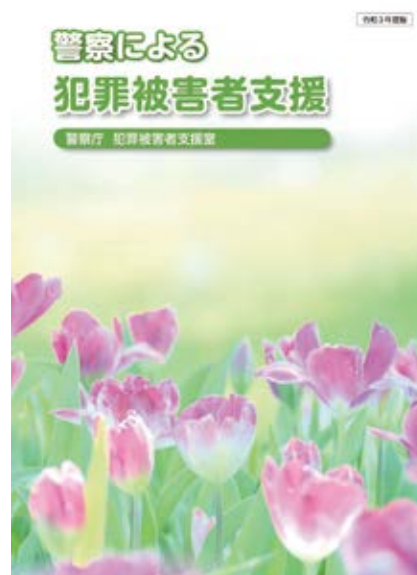
ア P101【施策番号246】参照

【施策番号270】

イ 警察庁においては、民間被害者支援団体等と連携し、報道発表、街頭キャンペーン、討論会、各種会合における講話等を通じ、犯罪被害者等が置かれている状況や警察、関係機関、民間被害者支援団体等による犯罪被害者等支援について広報啓発活動を推進するよう、都道府県警察を指導している。

【施策番号271】

ウ 警察庁においては、パンフレット「警察による犯罪被害者支援」の作成・配布、警察の犯罪被害者等施策の掲載 (<https://www.npa.go.jp/higaisya/index.html>) 等により、犯罪被害者等支援に関する国民の理

パンフレット
「警察による犯罪被害者支援」

解の増進に努めている。

【施策番号272】

エ 警察庁においては、ウェブサイト(https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/)に政府による子供の性被害防止対策の内容を掲載するなどして、子供の犯罪被害の防止等に向けた情報提供を行っている。

(18) 調査研究結果の公表等を通じた犯罪被害者等が置かれた状況についての国民の理解の増進

【施策番号273】

関係府省庁においては、犯罪被害者等に関する調査研究を実施するとともに、公表が相当と認められる場合には、その結果を、犯罪被害者等が置かれている状況への国民の理解の増進を図るための広報啓発活動に活用するよう努めている。

警察庁においては、調査結果の二次利用に資するよう、調査研究の報告書等を警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」(<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/report/higaisha.html>)に掲載している。

また、警察庁及び法務省においては、令和4年7月、諸外国における犯罪被害者等への損害回復・経済的支援制度に関する調査を行った。同調査結果につき、上記警察庁ウェブサイトに掲載するとともに、引き続き、必要な調査・確認を行う。

(19) 犯罪被害者等に関する情報の保護

【施策番号274】

P41 【施策番号89】 参照

(20) 犯罪被害者等の個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施

【施策番号275】

警察においては、自主防犯活動の更なる活性化を図るため、地域住民に向けて、警察の保有する犯罪発生情報や防犯情報等を様々な

手段・媒体を用いて適時適切に提供している。

これらの情報提供に当たっては、犯罪等の発生に関する具体的な内容を含み得ることから、犯罪被害者等の個人情報の保護に十分配慮している。

(21) 交通事故被害者等の声を反映した国民の理解の増進

【施策番号276】

ア 警察においては、交通事故被害者等の実態や交通事故の悲惨さ等に関する国民の理解の増進を図るため、交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子等の作成・配布や交通安全の集い等における交通事故被害者等による講演を実施している。令和3年中は、交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子等を約123万部配布するとともに、交通事故被害者等による講演会等を319回開催した。

【施策番号277】

イ 都道府県公安委員会においては、運転者等に対する各種講習において、交通事故被害者等の切実な訴えが反映されたビデオ、手記等を活用するとともに、交通事故被害者等の講話を取り入れるなどし、交通事故被害者等の声を反映した講習を実施している。

交通事故被害者等の手記



(22) 交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表

【施策番号278】

警察においては、交通事故の実態やその悲惨さについての国民の理解の増進を図るため、事故類型や年齢層別等の交通事故に関する様々なデータを刊行物や警察庁ウェブサイト（<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/koutsuu/toukeihyo.html>）等で公表し、その実態等を周知している。

(23) 交通事故統計データの充実

【施策番号279】

警察庁においては、交通事故被害者に関する統計として、犯罪被害者白書に交通事故発生状況及び交通事故死者数の推移を掲載するなど、掲載内容の充実を図っている（P231基礎資料11、12参照）。

トピックス

全国犯罪被害者支援フォーラム2021

警察庁では、犯罪被害者等支援に携わる関係機関及び民間被害者支援団体の関係者が参加し、講演やパネルディスカッション等を通じて犯罪被害者等支援のための知識の向上や緊密な連携の強化を図ることなどを目的に、毎年、全国被害者支援ネットワーク、日本被害者学会及び犯罪被害救援基金と共同で全国犯罪被害者支援フォーラム（以下「全国フォーラム」という。）を開催しており、令和3年度で26回目を迎えた。

同年度の全国フォーラムは、10月、東京都千代田区「イイノホール」において、「犯罪被害者支援の過去・現在・未来」をテーマに開催された。

犯罪被害者支援功労者・功労団体等表彰では、多年にわたり犯罪被害者等支援活動に尽力し、多大な功労があったと認められる犯罪被害相談員等に対して、警察庁長官及び全国被害者支援ネットワーク理事長による連名表彰等が行われた。講演では、武蔵野大学人間科学部教授の中島聡美氏から、「犯罪被害者のメンタルヘルスとその支援・治療の発展、今後の課題」をテーマに、「犯罪被害者のメンタルヘルス」、「犯罪被害者の心理支援」、「精神科医と支援団体との連携」及び「今後の課題」についての講演が、犯罪被害者遺族の高田香氏から、「けんちゃんの朝顔に交通安全の願いを込めて」と題して、被害者の心情、被害者支援の重要性等について、自身の体験に基づいた講演が行われた。

また、パネルディスカッションでは、コーディネーターとして大岡由佳氏（武庫川女子大学心理・人間関係学科准教授）、パネリストとして飛鳥井望氏（被害者支援都民センター理事長、医療法人社団青山会青木病院院長、精神科医）、井上直美氏（大阪被害者支援アドボカシーセンター理事、支援総括責任者、犯罪被害相談員）及び西連寺義和氏（警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当））を迎え、「被害者が望む支援のために～第4次犯罪被害者等基本計画～」をテーマに議論が行われた。



提供：公益社団法人全国被害者支援ネットワーク

トピックス

犯罪被害者支援広報マンガ

「こんなとき、どうする？ 知って、考える『犯罪被害者支援』」について

公益社団法人 全国被害者支援ネットワーク

公益社団法人全国被害者支援ネットワークは、「全国どこにいても、いつでも求める支援が受けられ、被害者の声に応えられる活動」の実現を目標に活動しています。令和3年度（2021年度）は、ネットワーク中期計画で定めた目標の「1. 若い世代の犯罪被害者支援活動についての認知促進」、 「2. 一般国民の犯罪被害者支援についての認知促進」にのっとり、中学生、高校生を主な対象とした広報マンガ「こんなとき、どうする？ 知って、考える『犯罪被害者支援』」を発行しました。

このマンガは、中高生にとって日頃から馴染みのあるマンガというツールを用いて、「犯罪被害者」と「犯罪被害者支援」について、まず知って、そして正しい知識を身につけてほしいということを目的としています。



目次

○ 犯罪の被害に遭うってどういうこと？	4
○ 犯罪被害の影響（心と身体）	8
○ 日常生活の変化	12
○ 性的な犯罪の被害	16
○ 周囲の人の言動	22
○ 身近な人が被害に遭ったら	26
○ 被害後に直面すること	30
○ 相談先機関一覧	35
○ 被害者支援センターについて・全国のセンター一覧	38

登場人物紹介

高橋悠美

中学の生徒。
友達と遊ぶのが大好き。元気な性格で、いろいろなことに挑戦している。

浅田文恵

中学の生徒。
友達と遊ぶのが大好き。元気な性格で、いろいろなことに挑戦している。

望月先生

悠美と文恵が通う学校の先生。クラスの副担任。大人と一緒に「犯罪被害者支援」について考える。

制作に当たっては、

- ・中学生、高校生だけでなく、日本語が不自由な方や小学生でも読めるように全てに振り仮名を振る
- ・読んで終わりではなく、知識として身に付くよう、マンガページとワークページを組み合わせた構成とする
- ・中学生、高校生が読んでみようと思えるようなキャラクター、レイアウト、デザイン（カラー）とする
- ・マンガページだけなら5分で読める分量とする

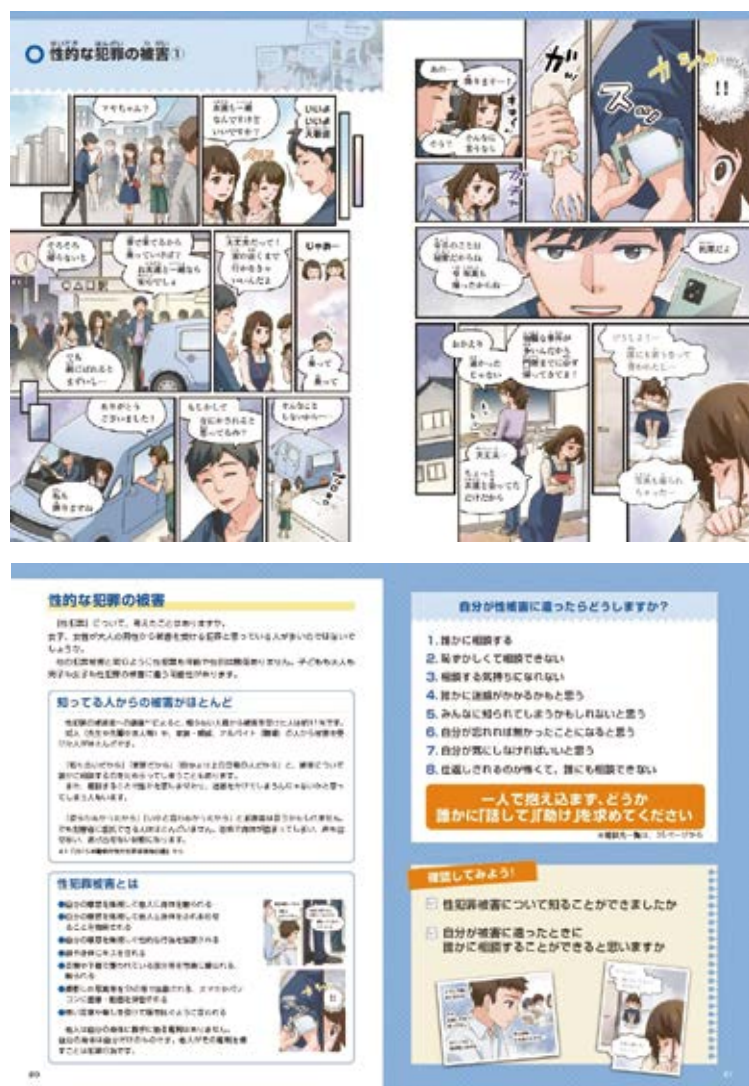
- ・配布しやすいようB6版とする
 - ・教育現場等で指導的な役割をされる方や、被害者支援について知る機会がなかった方が利用できるよう、解説書をウェブサイトに掲載する
- などの工夫を行いました。

是非、多くの皆様に活用いただき、事件や事故の被害に遭われた被害者の方等への心ある理解と、犯罪被害者支援活動の認知促進が図られることを期待しております。

◎マンガは電子ブックとPDFで提供しています。全国被害者支援ネットワークのウェブサイトからご覧いただけます。



広報マンガ解説はこちら - 全国被害者支援ネットワーク (<https://www.nnvs.org/mangaguidance/>)



手記

さくらの会と支援センター

公益社団法人くまもと被害者支援センター
自助グループ「さくらの会」
米村 州弘（犯罪被害者ご遺族）

2003年9月26日 二女智紗都が私達家族の中からいなくなっていました。

もちろん、何もかもが初めての経験で何が何だか解らず、私としては智紗都の友達に聞いたり、警察に行ったり、弁護士に相談する等当時、出来るだけの事は精一杯、必死にしました。私達の様な遺族をサポートする被害者支援センターは同じ2003年の4月に出来たばかりで私達と接する事は全くありませんでした。ただセンターの存在を知っていたとしても支援を仰ぐ事はなかったと思います。何故なら私は父親で家族を守る事が出来るのは自分だけしかいないと思っていたからです。しかし裁判が始まれば加害者は囑託殺人だった等と自分が言いたい事を勝手に話しました。私は拘留所に会いに行ったりして、加害者の気持ち（動機）を知ろうとしました。しかし、何の進展もなく、6回の裁判は、ただ空しく回数が重なるだけでした。

しかし判決では求刑の16年が15年になり智紗都が悪い所がなくて、加害者の一方的な思いで事件は起きたと判断されて、少しは報われた様な気がしました。

私は智紗都の事をずっと妻と話していたと思っていたのですが約半年後には「智紗都」の話はしないでほしいと妻から言われました。妻の気持ちも解りすぎる程解ります。あまりにも悲しすぎて辛かったのです。私はその様な中でお酒に逃げました。

しかし、お酒だけでは悲しさ、辛さをいやす事は無理でした。そして同時に智紗都の事を自由に話せる場所と相手が欲しいと思う様になりました。熊本には、その当時、ちゃんとした自助グループはありませんでした。仲間が欲しい気持ちが強くなってきた所に丁度、センターの方々から熊本の自助グループの設立に参加しませんかという誘いを受けました。私は喜んで承諾しました。センターの方々と共に東京都民センターで数回の勉強会に参加して、自助グループやグリーフケアについて学びました。それから、数ヵ月後、熊本で第一回目の自助グループが開かれました。私やセンターの方々が思っていた以上の集まりとなりました。お互いに話をしあう事で、少しは気持ちが楽になると考えていましたが、辛さ、悲しさばかりがあふれて、救いのある会にならなかったのです。それから、1ヵ月に1回定期的に自助グループは開かれる様になりましたが、最初の数年間は参加者が私一人だった事も多々ありました。その様な中でもセンターの方々が辛抱強く、自助グループ（私）を支えてくれました。

私自身は、当時センターの方々の事をそれほど信用していませんでした。「遺族以外に遺族の気持ちが理解できるはずがないではないか。」というのが私の本音でした。ただ良い事がしたい人達の集まりくらいしか思っていなかったのです。しかし参加者が私だけの時は、いつの間にか本当の自分をセンターの方々の前では話せる様になっていたのです。その中で沢山の心有る言葉をかけていただきました。自分では、どうしても答えが出なかった様な事も全く別の目線から、見る事が出来る様になりました。一年一年と回数を重ねていくことを今では感謝しています。熊本の自助グループは都民センターのやり方では通用しないと最初の会からの経験から思い、だから少しずつやり方を変えていきました。センターの方々も黙って好きな様にさせて下さいました。時にはまちがいを起こした事もありましたが、今では、それなりにうまく運営していると思います。

本当に私達の自助グループ「さくらの会」につながって良かったと言われる方や「さくらの会」は大切な会なので身体が続く限り来たいと言われる方や「さくらの会」を卒業されていく方等、沢山の遺族の方々の為になっている自助グループだと私は思っています。しかし、その「さくらの会」

を継続していくにはセンターの人達のバックアップ無しではとても無理です。センターの方々は、一生懸命に勉強して私達遺族の気持ちを少しでも理解しようとして下さいました。いつもやさしい笑顔を絶やさずに必要な時は、その折りの確かなアドバイスをして下さいます。

「遺族の気持ちは遺族にしか解らない」という傲慢な私の考えはまちがっていました。大事な娘を殺されるという考えられない様な事を経験した私は当初自分が特別な存在になったという勘違いをしてしまっていたのです。センターの方々はその様な私を理解して辛抱強くやさしく見守って下さいました。現在も「さくらの会」は遺族とセンターの方々とが一緒になってとてもうまく運営されている様に思います。それは、センターの方々の普段の努力の結果によってなされているのだと思います。

今、自分自身で悩み、苦しみを抱えている遺族の方が私達遺族やセンターとつながる事で少しでも前に進める様な会として存続していく事を願っています。